

令和3年第5回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月24日(月) 開会 午前 9時17分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(11人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 4番 久保田勝

委員 1番 友野秀一 2番 平塚尚吾 3番 吉川光彦

5番 池谷昭二 6番 田嶋正明 7番 増田恒治

9番 加藤敏夫 10番 中島伸吉 11番 宮岡幸江

4. 欠席委員(1人) 8番 法師 励

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 10番 中島伸吉 11番 宮岡幸江

第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定
について

議案第3号 入間市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動について

議案第4号 入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行 堀井正信 太間雅嗣

野村雅紀 豊泉 隆 岩田孝三郎

中村郁夫 中村義男 清水裕司

宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 吉野 博明

主 幹 河西 多郎

主 事 中島 健人

9. その他の出席者

農業振興課課長 新井 勝次

農業振興課主幹 新 宜之

農業振興課副主幹 西村 綾子

農業振興課主任 酒井 大

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員10名であります。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、第5回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、8番、法師励委員です。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、10番、中島伸吉委員、11番、宮岡幸江委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してありますとおりです。

また、議案第4号につきましては、入間農業振興地域整備計画の変更であることから、市農業振興課の職員の出席を求めています。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申についてを議題といたします。

本議案は、各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに当事者受人の氏名、筆数、合計面積、申請理由、摘要のみを読み上げるようお願いします。

なお、議事録における土地の表示等は巻末に議案書を添付することで対応いたします。

それでは、1番を議題といたします。

担当4番、久保田勝委員、説明願います。

○農業委員4番(久保田 勝君)

4番、久保田です。1番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては、一部省略させていただきます。

譲受人、〇〇〇〇。1筆。30平方メートル。申請理由、受人は、申請地北側の住宅に居住しているが、敷地への進入路が狭く車両の通行に支障を来していることから、通路幅員を

確保すべく申請する。摘要、自己用住宅通路（敷地拡張）。

理由書を一部抜粋して読み上げます。昭和36年、○である○○○○が○○○○○○○○○○○○○○○○の土地を相続で譲り受け、居宅を建てました。当時から進入路が狭く、徒歩での進入幅員しかありませんでしたが、南側に隣接する農地は○の○のものであったため、車両往来時にはそちらも自由にしていました。その後、農地の売却を経て、現在は○○○○○○○○○○が所有しております。現在、住居進入路の幅員は1.05メートルと狭く、日常生活に欠かせない車両の往来も支障を来しております。そのために、南側農地の現所有者である○○○○○○の○○○○○○に相談したところ、土地は農用地区内の農地のため、農用地区域の除外並びに農地転用のめどが立てば土地の一部を譲ってもよいとのことでした。除外並びに農地転用するに当たり、面積は往来に際し必要最低限のものとさせていただきます。建築や改築費に十分幅員を確保すべきところ、機会を逸しておりましたが、今回は生活に欠かせない通路ですので、今回の申請に際し、ご配慮のほどよろしくお願いいたします。

5月19日に堀井推進委員と申請地の状況などを確認してきました。申請地は東金子中学校の少し東側で、案内図の黒塗りの既存宅地の南側の細長い黒い線で囲まれたところです。農地への影響ですが、隣接する農地の地番のほうが高く雨水等の流出は防げるため、また砂利敷での浸透で処理するので、特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

推進委員の堀井です。

久保田委員の申し上げましたとおり問題ないかと思われします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

ただいまの議案第1号の1番については、自己用住宅敷地への通路部分を拡張するための農地転用許可申請でございます。

申請地は農用地区域内であったため、令和2年11月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和3年3月30日付で農用地区域から除外されております。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ございません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性については、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、土地購入費、造成費等の経費は〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、2番を議題といたします。

担当6番、田嶋正明委員、説明願います。

○農業委員6番（田嶋正明君）

担当6番、田嶋です。議案第1号、2番について説明いたします。なお、読み上げについては、一部省略させていただきます。

譲受人、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇。2筆。合計面積329平米。申請理由、受人は、現在、借家に居住しているが、手狭となったため、自己用住宅を建築すべく申請する。摘要、自己用住宅（139.65平米）。

理由書が出ておりますので、一部抜粋して読み上げさせていただきます。

今般、上記土地に分家住宅を建築したく、その理由を申請いたします。譲受人である私、〇〇〇〇は、当該申請地所有者、〇〇〇〇の〇〇で、〇〇〇と平成26年に結婚し、現在子供1人と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇に住んでいます。しかし、現在、子供も成長し、家財も増え、3人で生活するには手狭となってきております。住宅建築地を選定するに当たり、私たち夫婦は現在共働きで子供を預けやすいことや、将来〇〇の面倒をみることができることを考え、お互いの〇〇の住む〇〇近くに住むことを希望しております。〇の〇〇の住む実家中心周辺は住宅建設に可能な用地はなく、困り果てていました。〇〇〇に相談したところ、〇が所有する上記当該申請地への住宅建築を薦められました。〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は農家であり、現在〇が同居しておりますが、兄弟姉妹は〇〇のみで、将来農業を続けていくことを考えると、多方面でサポートできるように実家近くに住むことがよいと考えました。当該地は実家から約1キロメートル圏内と近く、幅員7メートルの市道路に面し、給排水設備の排水先も問題のないことから、住宅建築の条件に合致する土地はほかにはないと考えています。

5月19日水曜日、担当推進委員の中村さんと現地を視察しました。場所は、案内図のとおり宮寺支所の北西側にあり、道路に面した場所です。隣地は北側に茶園、南側は譲受人の〇の所有する土地です。西側は住宅に面しており、周囲をコンクリートブロック2段積土留め及びRC土留めプラスフェンスで囲う計画であり、雨水は自宅内で処理するため、

周辺農地への影響はありません。ご審議よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺・二本木地区推進委員の中村です。

ただいま田嶋委員さんの説明のとおりでありますので、5月19日現地を確認したところ、特に問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

ただいまの議案第1号の2番については、自己用住宅の建築に伴う農地転用許可申請でございます。

申請地は、農用地区域内であったため、令和2年11月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和3年3月30日付で農用地区域から除外されております。

都市計画法に関しては、譲受人の○が市街化調整区域に20年以上居住していることから、同法第34条第12号・市条例第5条第1項第2号イに合致し、開発許可相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性については、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施

一部省略をさせていただきます。

借受人、〇〇〇〇。筆数1筆。面積88平方メートル。申請理由、受人は、申請地西側の宅地へ自己用住宅の建築を計画しているが、接道義務を満たしていない敷地であることから、接道のための通路を設けるべく申請する。摘要、自己用住宅（99.37平方メートル）。

理由書が出ておりますので、読み上げたいと思います。

私は現在、〇と〇〇〇〇の〇〇で〇〇〇〇の賃貸住宅にて暮らしていますが、子供の成長とともに荷物が増えてきて手狭であることや、今後の将来設計のことを考えると、このまま住み続けるのは難しいと感じております。そこで、〇が相続した〇〇〇〇〇〇の土地に専用住宅を建築しようと計画しました。〇〇〇〇〇〇はもともと〇の〇〇でしたが、数年前に〇〇が〇〇にて消失して、現在は〇〇が残っている状況です。建築に当たり関係法令等の調査を行ったところ、〇〇〇〇〇〇の北方の通路は建築基準法上の道路でないため接道義務を満たしておらず、建築ができないということでした。そこで、接道義務を満たすことや住宅への出入りのため、〇〇〇〇〇〇〇〇を通路として使用するため、このたび宅地への転用許可を申請するものであります。ご賢察のほどよろしくお願いいたします。

5月19日に岩田推進委員と申請地の状況などを確認してきました。現地は、宮寺・北中野地区の不老川の北側に位置します。理由書のとおり、自己用住宅建築のための接道義務を満たすため、案内図のように〇の所有地を借り受けて通路を設置するものであります。南側を流れる不老川までの農地は〇〇〇であり、何ら周辺農地への影響はない事案でございますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田孝三郎委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等がございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田孝三郎君）

推進委員の岩田です。

吉川委員の説明どおり、周辺農地への影響については問題がないと考えますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案第1号の4番については、自己用住宅の建築に伴う農地転用許可申請で
ございます。

申請地は、農用地区域内であったため、令和2年11月の農業委員会において農業振興
地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、
令和3年3月30日付で農用地区域から除外されております。

都市計画法においては、既存の集落内であり、区域区分日以前から親族が所有している土
地であることから、法第34条第12号・市条例第5条第1項第2号アに合致し、開発許可
相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。
申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には
該当いたしません。また、農地の集団性については、10ヘクタールを超える集団農地で
はないことから第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請
に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成す
ることができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、敷地造成費、住宅建築
費等の経費を〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が添付さ
れていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準
についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、
許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続きまして、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定についてを議題といたします。

本議案は、各担当委員の議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号ごとに当事者借受人の氏名、筆数、合計面積、利用権種類のみを読み上げるようお願いいたします。

それでは、1番を議題といたします。

担当4番、久保田勝委員、説明願います。

○農業委員4番(久保田 勝君)

4番、久保田です。1番についてご説明申し上げます。読み上げについては、一部省略させていただきます。

借受人、〇〇〇。1筆。1,501平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

5月19日に堀井推進委員と現地を確認、耕作状況は電話で話を伺いました。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の少し北側にあります。自宅から車で20分ほどのところですよ。3月、4月の総会でも申請のあった方で、〇〇さんは〇〇歳、就農して研修も含めると7年になり、〇〇〇と〇〇〇での野菜栽培をされています。借受後は野菜畑として使用します。所有する農機具は1.5トントラック、トラクター2台、管理機等そろっています。現在は耕されていて、一部ジャガイモなどが植えられていますが、その部分は収穫後に使うそうです。今回は、貸付人から堀井推進委員に耕作者を探してほしいと頼まれ、堀井さんが〇〇さんを紹介し、今回の設定申請となりました。意欲もある方で、利用権の設定に問題がないと思われませんが、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお

願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

堀井です。

久保田委員が申し上げたとおり意欲のある方です。ぜひよろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第2号の1番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

久保田委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、人間市が定める農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は65アールであり、その農地を全て耕作しております。

今回、新たに借り受ける農地は1,501平方メートルで、合計80アールが経営面積となります。また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。担当5番、池谷昭二委員、説明願います。

○農業委員5番（池谷昭二君）

5番、池谷です。議案第2号の2番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては、一部省略させていただきます。

2番、借受人、〇〇〇。筆数、2筆。合計面積1,486平方メートル。利用権種類、

賃借権。

2番について、5月20日に太間推進委員と一緒に耕作状況などを確認し、〇〇さんから電話にて話を伺ってきました。〇〇さんは現在〇〇歳、耕作面積が作地137アール、借入れ地95アールの合計232アールの〇〇の認定農業者です。農業機械も耕運機3台、トラクター1台、軽トラック3台など、必要なものは一式保有しております。耕作作業は、〇〇〇〇さんと〇、また従業員はパートを含め9名、計11名で仕事をしております。生産作物はネギ、コマツナ、キャベツ、キュウリ、ナスなど葉物中心の多種栽培になっております。出荷先は学校給食、またスーパーなどに卸しております。申請地は案内図のとおり、県道二本木飯能線の〇〇〇〇の北側、〇〇〇〇の西側にある農地です。現在作付はされておきませんが、管理された普通畑です。利用権設定後はサツマイモの作付を予定しておるそうです。

以上、利用権設定に関して問題ないと思われませんが、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、太間雅嗣委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

推進委員の太間です。

ただいまご報告がありましたように、池谷農業委員と一緒に確認いたしまして、問題ないと思われしますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第2号の2番は、賃借権による新規の利用権設定でございます。

池谷委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める

農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は232アールであり、その耕地を全て耕作しております。今回新たに借受ける農地は1,486平方メートルで、合計247アールが経営面積となります。

また、耕作従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、3番を議題といたしますが、3番と4番は関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、3番と4番を一括議題といたします。

担当6番、田嶋正明委員、説明をお願いします。

○農業委員6番(田嶋正明君)

担当6番、田嶋です。議案第2号3番及び4番について説明いたします。

借受人、〇〇〇〇。1筆。613平米。使用貸借権。

借受人、〇〇〇〇。1筆。1,188平米。使用貸借権。

5月19日水曜日、担当の推進委員の〇〇さんと現地を視察しました。場所は案内図のとおり県道所沢青梅線の北側及び南側、南側のほうは神社通り北側にあります。対象の畑は野菜畑で、ブロッコリー、カリフラワー、キャベツ、アスパラガス、ネギ等を栽培しており、きれいに管理されています。〇〇〇〇さんは、お茶、野菜の栽培をしており、直売所での販売やインターネットサイト、〇〇〇〇での販売、〇〇〇〇〇〇の販売と多方面で活躍されています。お茶の販売、お茶の入浴剤なども〇〇〇の手伝いも受けながら販売し

ています。利用権の設定に際し、特に問題はないかと思えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺・二本木地区推進委員の中村です。

ただいま田嶋委員さんのご説明のとおり、3番、4番とも農地として適正に管理されておりましたので、特に問題ないと思えますので、審議のほどをよろしくお願いたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第2号の3番及び4番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

田嶋委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は148アールであり、その農地を全て耕作しております。今回新たに借り受ける3番、4番の農地は計1,801平方メートルで、合計166アールが経営面積となります。また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、5番を議題といたしますが、5番から7番までは関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、5番から7番までを一括議題といたします。

担当9番、加藤敏夫委員、説明をお願いします。

○農業委員9番(加藤敏夫君)

9番、加藤です。議案第2号の5番から7番について説明を申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

5番、借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇。筆数、1筆。610平方メートル。利用権種類、使用貸借権。借賃、なし。

続きまして、6番、借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇。筆数、3筆。合計3、692平方メートル。利用権種類、貸借権。借賃、計〇〇〇〇〇〇〇円。

続きまして、7番、借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇。筆数、3筆。計1、737平方メートル。利用権種類、使用貸借権。借賃、なし。

この件につきまして5月22日に宮岡推進委員と現地の調査をまいりました。場所は、〇〇〇〇〇の大体南側に位置しております。畑のほうはサツマイモを作付する予定で、大変きれいに整地されていまして、一部サツマイモがもう植付けが始まっております。このことについて特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、宮岡康光委員、西武地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員(宮岡康光君)

推進委員の宮岡です。

ただいまの加藤委員の説明のとおりで特段問題ないと思われまので、よろしくお願ひ
します。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項につい
て、事務局に説明願ひます。

○事務局

ただいまの議案第2号の5番から7番は、賃借権並びに使用貸借権による新規の利用権
設定でございます。

利用権設定を行う借受申出人は、農業経営を行う一般の法人であり、解除条件を付して
借り受けるものでございます。借受人の現在の経営面積は35アールであり、その農地を
全て耕作しております。今回新たに借り受ける5番から7番までの農地は計6,039平
方メートルで、合計95アールが経営面積となります。農作業従事日数は150日以上で
ございます。加藤委員さんから説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間
市が定める農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に定める条件である農地を全て
効率的に耕作すること、法人である場合は業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業
に常時従事すること、かつ農地を適正に利用していない場合は、貸借の解除をする旨の条
件が定められていることなどに合致しており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の
要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における
要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしま
した。

次に、8番を議題といたしますが、8番と9番は関連がございますので、一括審議させ
ていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、8番と9番を一括議題といたします。

担当1番、友野秀一委員、説明をお願いします。

○農業委員1番(友野秀一君)

1番、友野です。議案第2号8番、9番についてご説明いたします。なお、読み上げに
関しましては、一部省略させていただきます。

8番、借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、1,983平方メートル。利
用権の種類、使用貸借権。

続きまして、9番、借受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、1,983平方
メートル。利用権の種類、使用貸借権。

この2件は、いずれも使用貸借権の更新であります。5月17日に〇〇〇〇〇〇さんに
耕作状況を伺い、また現地確認も行ってまいりました。現地は二本木地区狭山台にある東
野高校より北西に300メートルくらいの位置にあります。圃場は適切に管理されてお
りました。〇〇〇〇〇〇さんでは所有地のほか、市内ほか数か所に圃場を貸借してお
ります。代表の〇〇〇〇さんと家族、またパート従業員で各種有機農産物を栽培されて
おります。農機具につきましてはコンバイン、トラクター、耕運機、トラックと、各種複
数台所有しております。今後とも更新後は引き続き大豆等の栽培を予定しており、周
囲の農地にも何ら影響はないものと思われま

す。以上、利用権設定に関して問題ないと思われま

すが、ご審議のほどよろしくお願
いします。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ござい
ましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員(中村義男君)

友野委員の説明のとおりで、きれいに管理されており問題はないと思います。よろしく
お願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

ただいまの議案第2号の8番及び9番は、使用貸借権による更新の利用権設定でございます。

友野委員さんより説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた現在の経営面積は539アールであり、その農地を全て耕作しております。農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、10番を議題といたしますが、10番と11番は関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、10番と11番を一括議題といたします。

担当6番、田嶋正明委員、説明をお願いします。

○農業委員6番(田嶋正明君)

担当6番、田嶋です。議案第2号、10番及び11番について説明いたします。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

10番、借受人、○○○○○○○○○○。1筆。1,810平米。利用権種類、賃借権。

11番、○○○○○○。1筆。2,304平米。賃借権。

5月19日水曜日、担当の推進委員、中村さんと現地視察しました。場所は、案内図のとおり大森通り東側で、○○○○○の南側にあります。

11番の土地は、貸付人が事務局に相談した土地で、事務局からの連絡に対し私が紹介しました。そのとき、進入路の観点から10番の土地も一緒なら借りてもよいとの快諾を受けたものです。今回の土地からさらに南側への広がりもあり、○○○○○○に対し格好の場所と思い、私が進めたものです。10番の土地は、農地パトロールでも指摘した場所であり、遊休農地の解消にもつながります。利用権の設定に際し、特に問題はないかと思えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺・二本木地区推進委員の中村です。

ただいま田嶋委員さんの説明のとおりですので、問題ないと思えますので、審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

ただいまの議案第2号の10番と11番は、賃借権による新規の利用権設定でございます。

利用権設定を行う借受け申出人は、農業経営を行う一般の法人であり、解除条件を付して借り受けるものでございます。借受人の現在の経営面積は214アールであり、その農

地を全て耕作しております。今回新たに借り受ける10番と11番の農地は、計4,111平方メートルで、合計255アールが経営面積となります。農作業従事日数は150日以上でございます。田嶋委員さんから説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想に定める条件である農地を全て効率的に耕作すること、法人である場合は、業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること、かつ農地を適正に利用していない場合は貸借を解除する旨の条件が定められていることなどに合致しており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号 入間市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは初めに、議案書の朗読をさせていただきます。

議案第3号 入間市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動について。令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)。

別紙1及び別紙2のとおり。

それでは、説明に入らせていただきます。目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び活動計画(案)につきましては、令和3年3月25日に開催しました農業委員会総会において、市民の皆様にご協賛をお願いいたしました。その際、幾つかの質疑がありましたが、案の内容が変わる内容ではなかったため、3月の総会で示した内容そのままを案とし

て市の公式ホームページ及び事務局窓口において公表し、地域の農業関係者の方々から意見を求めました。公表及び意見募集の期間は、令和3年4月9日から5月10日までの1か月間でございます。この期間内にこの案に対して農業関係者の方から寄せられた意見等はありませんでした。したがって、今月事前に配付させていただいた資料の別紙1、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価案及び別紙2、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画案とも3月の農業委員会総会で審議いただいたものと内容は変わってございません。本議案につきましては、別紙1及び別紙2の内容を農業委員会の令和2年度の最終的な評価と令和3年度の計画として決定することについてご審議いただきたくお願いするものでございます。

今後のスケジュールでございますが、ご決定をいただいた場合にはこの活動計画及び点検評価について、県を通じて国へ報告をさせていただきます。また、併せて市の公式ホームページにおいてこの内容を公表させていただく予定でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長

ただいま事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

田嶋委員さん。

○農業委員6番（田嶋正明君）

ちょっと内容はよく目を通していなくて申し訳ないのですが、前回の農業委員会の中でご指摘させていただいた地域住民との意見交換とか、我々農業委員の集約化に向けた活動というものをどこかに盛り込んだほうがいいのかという案について、令和3年度の目標及び達成に向けた活動計画のどこにそのような内容のものが含まれておりますでしょうか。

○事務局

こちらの別紙2の2ページ目になりますが、田嶋委員さんのご質問のありました、担い手への農地の利用集積集約化に関しては、こちらのローマ数字Ⅱのその下の2番の令和3年度の目標及び活動計画の活動計画の中で、一番下の、市が策定した人・農地プランの中心経営体の集約化に登録していくということで、個別にその話合いというのまではちょっと書いていないのですが、その中で協力をしていけたらということで考えております。

以上でございます。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

分かりました。この中に含まれているということですね。

○議長

ほかにございませんか。よろしいですか。

（なし。の声）

○議長

では、ほかに意見がないようでしたら、本件について原案のとおり承認することによってよろしいでしょうか。賛成の方、挙手をお願いします。

（挙手全員）

○議長

全員賛成でございます。

それでは、議案第 3 号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、ここで 10 分間の休憩をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前 10 時 20 分

○議長

それでは、会議を再開いたします。

再開 午前 10 時 30 分

○議長

議案第 4 号 入間農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。

本件は、入間農業振興地域整備計画の変更ですが、個々の案件については、1 件ずつ農業振興課より説明を受け、その都度皆様からご意見をいただきます。計画の変更に対する農業委員会の意見の集約については、最後にまとめたいと思います。

それでは、議案の朗読を事務局に願いますが、議案書の読み上げは一部省略し、案件と番号ごとに当事者の氏名、筆数、合計面積、除外事由（利用目的）のみを読み上げるよう願います。

事務局より議案の朗読を願います。

○事務局

議案第4号 入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見について。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年9月26日農林省令第45号）第3条の2第2項の規定に基づき、農用地区域除外申出案件（令和3年4月分）に係る入間農業振興地域整備計画の変更について、意見を求めるもの。

1番、当事者、〇〇〇〇、1筆の一部、103平方メートル。除外事由（利用目的）、敷地拡張（自己用住宅）。

2番、〇〇〇〇。1筆の一部。443平方メートル。自己用住宅。

3番、〇〇〇〇。1筆の一部。330平方メートル。自己用住宅。

4番、〇〇〇〇。1筆。443平方メートル。自己用住宅。

5番、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。1筆。535平方メートル。敷地拡張（駐車場）。

6番、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。1筆。1,038平方メートル。敷地拡張（駐車場）。

7番、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。1筆。1,645平方メートル。駐車場。

議案の読み上げは以上でございます。

○議長

それでは、1番について農業振興課に説明をお願いします。

○農業振興課

農業振興課、新と申します。よろしく申し上げます。

それでは、事案番号1番について説明いたします。資料は2ページから6ページまでとなっております。事業計画者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇氏です。事業計画地は3ページの地図を御覧いただければと思いますが、場所は入間スイミングスクールの北側の畑となります。地番は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の一部です。1,508平米のうちの103平方メートルの1筆の地目は畑となります。事業目的は自己用住宅用地ということでもあります。

事業計画者は昭和55年から現在の建物に居住しておりまして、土地については平成19年2月、〇〇より相続を受けたものです。建物につきましては、〇〇より相続手続きを行いましたが、その時点で未登記であることが判明したため、平成19年12月に登記を行ったものです。登記事務に必要な図面、平面図等を作成する段階で〇〇〇〇〇に収まるはずの建物が〇〇〇〇〇に越境して建築されていることが判明したものです。昭和55年の

建築当時に境界の確認を怠って建築されたものと推測されるものです。除外申出は、建物の越境している部分103平方メートルについて農用地から除外するものです。

現況は、現在の状況と変更はありません。また、隣接地への影響等も生じません。また、隣接農地につきましては、自己用の所有の土地のみとなりますので、農業振興上支障ないものと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明がありました1番の敷地拡張（自己用住宅）について皆様のご意見を伺います。何かございませんか。よろしいですか。

（なし。の声）

○議長

では次に、2番について説明をお願いします。

○農業振興課

今年度より農業振興課に配属となりました酒井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事案番号2番、7ページを御覧ください。除外申出地は、○○○○○○○○○○○○○○○○の一部。面積は2,666平方メートルのうち443平方メートルで、自己用住宅建築のための除外案件です。

申出者は、現在、○、そして第3号議案の申出者である○○○○で○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○にて居住していますが、今後○○○○○が○○に戻って同居する予定であり、○○○とのプライバシーの問題に加え、自身も結婚の予定があることから自己用住宅の建築を計画しています。場所については、申出地は申出者と○で所有する土地であり、申出者が所有する土地はこの土地のみであるため決定しました。

計画地は所有する畑の南側に位置し、東側が道路、西側及び南側の土地は、先ほど申した第3号事案の申出者である○の計画地であることから、農業上の支障はないと考えております。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明がありました2番の自己用住宅について皆様のご意見を伺います。

(なし。の声)

○議長

次に、3番について説明をお願いします。

○農業振興課

事案番号3番、13ページを御覧ください。除外申出地は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○の一部、面積は2,666平方メートルのうち330平方メートルの自己用住宅建築のための除外案件です。

申出者は、現在、○と第2号事案の申出者である○○○○で○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○に居住していますが、今後○○○○○が○○に戻って同居する予定であり、手狭になることに加え、○○○とのプライバシーの問題もあることから自己用住宅の建築を計画しています。場所については、申出者と○で所有する土地であり、申出者が所有する土地はこの土地のみであるため決定しました。

計画地は所有する畑の南側に位置し、東側は道路、西側の農地所有者は同意しており、南側も除外済みであることから、農業上の支障はないと考えております。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明がありました3番の自己用住宅について皆様のご意見を伺います。

(なし。の声)

○議長

それでは次に、4番について説明をお願いします。

○農業振興課

事案番号4番、19ページを御覧ください。除外申出地は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○、443平方メートルで、自己用住宅建築のための除外案件です。申出者は現在、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○に○○で居住していますが、申出者の○も足の状態が悪

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明がありました5番の敷地拡張（駐車場）について皆様のご意見を伺います。

○農業委員6番（田嶋正明君）

意見ということではないのですけれども、資料の説明をちょっと。27ページのこの資料は、場所を位置していると思うのですけれども、この四角で囲ったところがその場所なのか。

○農業振興課

はい、そうです。

○農業委員6番（田嶋正明君）

形で違うのだけれども。

○農業振興課

大きいほうの四角が既存で使っているところを表していて、下の小さいのが新たなところということです。

○農業委員6番（田嶋正明君）

何かここをハッチングなんかして、既存所有地としてもらえば。

○議長

〇〇〇が既存駐車場で、今度新たに〇〇〇というところを拡張するということです。この〇〇〇の東側というのは、そこは何なの。

○農業振興課

農地です。

○議長

畑ですか。

○農業振興課

はい。

○議長

何かございませんか。

はい。

○農業委員7番（増田恒治君）

ます。

申出者は、現在〇〇〇〇〇〇において〇〇〇〇〇〇〇を経営しています。事業が順調に伸びており、車検や修理の車両が増え、また代車やレンタカーもあることから、車両置場が足りず通路にも車両を置いている状態です。車の入替えを日に数回繰り返し、作業効率が悪いことから新たな駐車場の確保が必要になっております。そこで、隣接する農地の所有者に相談したところ、承諾を得ることができたため申出となりました。

計画地は、現在の修理工場に隣接した形で敷地拡張をする計画であり、隣接農地の進入等を阻害するものでないことから農業上に支障はないと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明がありました6番の敷地拡張（駐車場）について皆様のご意見を伺います。

○農業委員6番（田嶋正明君）

〇〇〇〇〇〇〇か何かあったでしょう。

○農業委員3番（吉川光彦君）

〇〇〇〇〇〇〇の隣。1本こっち側、地図で下側のほう、整備工場。

○農業委員6番（田嶋正明君）

これ北側に茶畑があるよね。今の北側。あの辺に防霜ファンがあったような気がする。

〇〇〇〇でしょう。

○農業委員3番（吉川光彦君）

〇〇〇〇で一時使っていた……

○農業委員6番（田嶋正明君）

その東側のほうでしょう。不老川の下辺り。

○議長

よろしいですか。

（なし。の声）

○議長

それでは次に、7番について説明をお願いいたします。

○農業振興課

事案番号7番、36ページからとなります。除外申出地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、面積は1,645平方メートルで、駐車場のための除外案件になります。

申出者は、〇〇〇〇〇〇に本社がある〇〇貨物運送事業者です。現在借りている〇〇〇〇〇〇の駐車場の返却を求められていることと、本社駐車場が過密で危険な状態であることから、新たな駐車場の確保が必要になっております。本社の近くで候補地を探しましたが、用地が見つかりませんでした。そこで、管理の効率を考え、現在計画者が所有している〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の駐車場の隣接地の所有者に相談したところ、承諾を得ることができたため申出となりました。計画地へは〇〇〇〇〇〇の既存の駐車場から進入し、出口は計画地とします。既存の駐車場の貨物は地域便で昼間の配送となり、計画地の駐車場の貨物は県外の営業所などへの幹線輸送となり、主に夜間の配送となるため、出庫時間の違いから安全面等を考慮し、別の駐車場として計画したものです。

計画地は、隣接農地の進入を阻害するものではなく、所有者の同意も得られていることから農業上に支障はないと考えております。よろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課から説明がありました7番の駐車場について皆様のご意見を伺います。

はい。

○農業委員6番（田嶋正明君）

ちょっと私の聞き方が悪かったのかもしれないけれども、今の説明の中で、〇〇〇〇〇〇〇〇は既存の敷地で、ここから〇〇〇〇〇〇〇へ移動するというようなことを言いました。そうすると、この細長いところは、これはどういうふうにご利用されるの。これが進入路ではないの。

○農業振興課

42ページ、こちらの図面を見ていただきますと、今ご質問のありました〇〇〇〇〇〇〇、上側というか北側というか、そっち側から入って、出るのがその細長い〇〇〇〇〇〇〇〇のところ。入り口と出口を分けているという説明です。お願いします。

○農業委員6番（田嶋正明君）

所有者に同意を求めたところとかという言葉はありました。

○農業振興課

隣接農地。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

隣接農地か。それは聞き間違いでした。

特にありません。

○議長

よろしいですか、ほかに。大丈夫ですか。

○農業委員 3 番（吉川光彦君）

現地確認しましたけれども、東側の農地は使われているので、あそこの同意が得られたという理解でよろしいと思います。北側は山際まで使うわけですよ。

○農業振興課

そうです。はい。

○議長

よろしいですか。

（なし。の声）

○議長

それでは、質疑応答・意見交換も十分になされたと思われまますので、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

この意見は、市が行う整備計画の変更に伴う意見聴取であり、開発内容が農地転用の技術基準に関する適合性に対する回答を含むものではありません。農業委員会としては、「特に問題ありません」という旨の回答でよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長

それでは、農業委員会としては、「特に意見はありません」という旨で回答します。全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答として、「特に意見はありません」とすることに決定いたしました。

それでは、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については3件、同法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については3件、同法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については14件、それぞれ人間市農業委員会事務局事務専決規程第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号及び第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了いたしましたので、委員会を閉会し、協議会に切り替えます。

閉会 午前10時57分